長野原町紙おむつ等給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の高齢者、障害者及び介護者である家族の経済的負担の軽減と 在宅生活の維持を図るため、紙おむつ等の給付を行い、在宅福祉の向上を図ることを目 的とする。

(実施主体等)

第2条 この事業の実施主体は長野原町とし、運営は社会福祉法人長野原町社会福祉協議 会に委託して行うものとする。

(給付対象者)

- 第3条 給付対象者は、長野原町に住所を有し、在宅の日常的に紙おむつ等を利用している者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1)介護保険法による介護認定の要支援1以上に該当する者
 - (2) 身体障害者福祉法に規定する3級以上にある者
 - (3) 療育手帳の交付を受けた者で、その判定がAの者

(給付申請)

第4条 紙おむつ等の給付を受けようとする者は、紙おむつ等給付申請書(様式第1号) により町長に申請する。

(給付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、適当 と認めたときは給付決定をし、紙おむつ等給付決定通知書(様式第2号)により申請者 に通知するものとする。

(給付の限度額)

第6条 給付の限度額は1ヶ月あたり5000円とする。

(給付の実施)

第7条 給付は、現物により給付するものとし、社会福祉協議会から依頼を受けた業者が 各世帯に配布する。

(対象品目)

第8条 給付の対象品目は、紙おむつ、紙パンツ、及び尿取りパッド等とする。

(給付の返環)

- 第9条 町長は、給付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、給付品または給付品 相当額の全部または一部を返還させることができる。
 - (1) 不正に手段により給付を受けたとき
 - (2) この要綱に違反したとき

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

紙おむつ等給付申請書

長野原町長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

私は、紙おむつ等の給付を受けたく、下記により申請します。

対象者	住	所	長野原町大字							
	フリガナ							男	•	女
	氏	名								
	生年	月日			年	月	日生	(満		歳)
介護認定等の状況			*	介護認定	【要	要支援・要介護]	
			*	身体障害者手帳	[;	級]	
			*	療育手帳	[]	
備	考									

平成 年 月 日

紙おむつ等給付決定通知書

申請者氏名 様

長野原町長

平成 年 月 日申請のあった、紙おむつ等給付申請について下記のとおり 決定します。

記

- 1. 申請者住所 長野原町
- 2. 氏名
- 3. 電話番号
- 4. 決定内容 給付決定(可·否)